

D 1 - 8

5年保存(常)
(令和6年12月31日まで)

FN. D 1 - 4 - 1
鹿交企第 151号
鹿交指第 102号
鹿免管第 2038号
令和元年11月15日

各所属長 殿

本 部 長

担 当	統計分析係	TEL	■
-----	-------	-----	---

自動車安全運転センターが行う通知業務、経歴証明業務及び交通事故証明業務に係る資料の提供等について(通達)

自動車安全運転センター鹿児島県事務所(以下「センター」という。)が、自動車安全運転センター法(昭和50年法律第57号。以下「法」という。)に基づき行う法第29条第1項第3号に掲げる通知業務(以下「通知業務」という。)、同4号に掲げる経歴証明業務(以下「経歴証明業務」という。)及び同5号に掲げる交通事故証明業務(以下「交通事故証明業務」という。)にかかる資料の提供等については、これまで、「自動車安全運転センターが行う通知業務、経歴証明業務及び交通事故証明業務に係る資料の提供等について(通達)」(平成26年5月26日付け鹿交企第113号ほか。以下「旧通達」という。)に基づき運用しているところ、このたび、旧通達の内容を一部見直し、下記のとおり改めたので、運用に誤りのないようにされたい。

なお、この通達は令和元年11月18日から施行し、旧通達は令和元年11月17日限り廃止する。

記

1 通知業務に関する事務

(1) 提供の基準

通知業務に必要な資料の提供は、次表の前歴の区分に応じ、それぞれ同表右欄の点数に達した者について、警察庁情報通信局情報管理課情報処理センター(以下「情報処理センター」という。)から当該点数に達した旨の通報(以下「警告点通報」という。)を受理したときに行うものとする。ただし、警告点通報を行った後、1年を経過しないうちに1点の違反行為をしたことにより、重ねて累積点数が次表の区分による点数に達した者については、行わないものとする。

前 歴	点 数	前 歴	点 数
前歴のない者	4点又は5点	前歴1回の者	2点又は3点

(2) 提供の方法

免許管理課長は、警告点通報を受理したときは、速やかにセンター所長に対し、警告点通告書（通報書）、警告対象者名簿、当該違反に係るデータを保存した電磁的記録媒体、取締原票又は交通事故等行政処分登録票（以下「違反・事故登録票」という。）を提供するものとする。

(3) 留意事項

ア 免許管理課長は、資料の提供前にその内容の点検及び審査を実施し、通知の対象外の者については、資料提供を行わないこと。

イ 違反・事故登録票の提供は、貸出し又は閲覧の方法によること。

ウ 免許管理課長は、資料の提供に当たって、資料の保護及び管理に必要な措置を講じるとともに、通知業務資料提供簿（別記第1号様式）を備え付けて記録し、その状況を明らかにしておくこと。

2 経歴証明業務に関する事務

(1) 照会の受理

ア 免許管理課長は、センター所長から経歴証明業務に必要な資料の照会があったときは、次表の証明事実照会の種類に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる申請書（以下「申請書」という。）に基づく当該照会データを保存した電磁的記録媒体により受理するものとする。

証明事実照会の種類	申請書の種類
無事故・無違反照会	無事故・無違反証明書交付申請書
運転記録照会	運転記録証明書交付申請書
累積点数照会	累積点数証明書交付申請書
運転免許経歴照会	運転免許経歴証明書交付申請書

イ 昭和53年1月1日以前に運転免許（以下「免許」という。）を失効し、かつ、同日以前に運転免許試験の一部免除の適用を受けて、免許を取得した者については、情報処理センターに運転者データが存在しないことから、当該失効した免許に係る照会は受理しないものとする。

ウ 照会は、有効な免許（以下「現有免許」という。）、更新をしなかったため失効した免許（以下「失効免許」という。）又は取り消された免許（以下「取消免許」という。）のうち、原則として運転免許証（以下「免許証」という。）の番号（以下「免許証番号」という。）が判明しているものについて受理するものとする。

エ 失効免許又は取消免許で免許証番号が不明のものについては、次により受理するものとする。

(ア) 通常の事務処理の範囲内で免許証番号を確認できるものについては、センター所長に当該免許証番号を教示する。

(イ) 現に免許を受けている者に係るものである場合は、現有免許の免許証番号で照会するよう教示する。この場合において、情報処理センターの回答は、氏名、生年月日及び性別の合致するすべての失効免許又は取消免許について回答されるので、申請者のものかどうかの確認は、センター所長に行わせるものとする。

オ 免許管理課長は、照会データの誤り、照会に係る当該資料がない等の理由で情報処理センターから回答できない旨の通報を受けたときは、免許管理課において処理

可能なものについては免許管理課で、その他のものについてはセンター所長に依頼し、必要な措置を講じた後、再照会を行うものとする。

(2) 提供の方法

免許管理課長は、情報処理センターから回答を受けたときは、速やかに当該回答データを保存した電磁的記録媒体及び当該回答内容を印字した資料（通報書）によりセンター所長に提供するものとする。

(3) 留意事項

免許管理課長は、資料の提供に当たって、資料の保護及び管理に必要な措置を講じるとともに、経歴証明業務資料提供簿（別記第2号様式）に記録し、その状況を明らかにしておくこと。

3 交通事故証明業務に関する事務

(1) 提供の方法

交通企画課長は、鹿児島県警察情報管理システムに登録された交通事故情報のうち、交通事故証明業務に必要な資料を、電磁的記録媒体によりセンター所長に提供するものとする。

(2) 留意事項

資料の提供に当たっては、資料の保護及び管理に必要な措置を講じるとともに、「鹿児島県警察情報管理システム運用管理要領について（通達）」（平成30年12月6日付け鹿情第44号ほか）第9の6の(1)に定める出力資料管理簿により、その状況を明らかにしておくものとする。

4 提供資料の保存

センター所長は、次表の提供資料の種類に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる年数を保存するものとする。

提 供 資 料	保 存 年 限
通 知 業 務 に 必 要 な 資 料	1 年 間
経 歴 業 務 に 必 要 な 資 料	1 年 間
交通事故証明業務に必要な資料（人身事故に限る。）	5 年 間
交通事故証明業務に必要な資料（物件事故に限る。）	3 年 間

5 情報セキュリティ及び個人情報の取扱い

提供に伴う、外部記録媒体や記録データ、印字出力資料については、「鹿児島県警察情報管理システムの運営に関する訓令」（平成22年鹿児島県警察本部訓令第24号）及び「鹿児島県警察情報セキュリティに関する訓令」（平成16年鹿児島県警察本部訓令第6号）並びにこれらの訓令に基づく通達のほか、県警察における個人情報の取扱いに関する規定に基づき厳格に取り扱うものとする。

6 センター所長に対する指示等

(1) 提供資料の提出要求等

ア 交通企画課長は、交通事故証明業務の実施状況について必要があるときは、センター所長に対し、提供資料の提出又は照会を求めるものとする。

イ 免許管理課長は、通知業務、経歴証明業務の実施状況について必要があるときは、センター所長に対し、提供資料の提出又は照会を求めるものとする。

ウ 交通企画課長及び免許管理課長は、提供した資料の運用、管理について、センター所長に対し、必要な措置を講ずるよう指示するものとする。

(2) 業務実施状況の説明

ア 交通企画課長は、センター所長に対し、交通事故証明業務の実施状況について必要があるときは、説明を求めるものとする。

イ 免許管理課長は、センター所長に対し、通知業務、経歴証明業務の実施状況について必要があるときは、説明を求めるものとする。

(3) 疑義照会に対する回答の協議

交通企画課長及び免許管理課長は、自動車安全運転センター法施行規則（昭和50年総理府令第53号）第8条、第9条及び第10条の書面に関し、センター所長から、当該書面の受給を受けた者から疑義照会があった旨の報告を受けたときは、回答の正確性及び迅速性を確保するため、当該疑義照会に対する回答内容をセンター所長と協議するものとする。

7 高速道路交通警察隊及び警察署（以下「警察署等」という。）における留意事項

(1) 交通事故情報管理システムへの正確な入力について

センターによる交通事故証明内容の正確性は、警察署等における交通事故情報管理システムへの入力内容の正確性が基準となることから、警察署等においては、取り扱う交通事故について、入力資料の内容と入力した事項との確実な照合や複数人によるチェックを行うなど、交通事故管理システムへの正確な入力に努めるものとする。

なお、入力事項の修正等の必要が生じた場合は、入力した警察署等においてセンターとの連携を図り、迅速に修正等を行うこと。

(2) センターからの照会等に対する誠実な対応について

警察署等は、法第39条第2項の「都道府県警察は、自動車安全運転センターに対し、その業務の円滑な運営が図られるように、必要な配慮を加えるものとする。」との規定に基づき、センターからの交通事故証明業務に係る照会等について誠実に対応するものとする。

(3) 交通事故証明書の交付申請者への対応

交通事故証明書申込用紙は、警察署、交番・駐在所等の警察施設の窓口に備え付けるほか、交通事故の捜査又は処理の際には、交通事故の当事者等関係者の求めに応じ、申請手続、記載要領等を教示するなど、誠実に対応するものとする。

別記

第1号様式（1の(3)関係）

通知業務資料提供簿

提供月日	通報書及び警告対象者名簿				安全センター 受領者 [㊞]	返戻月日	免許管理課 受領者 [㊞]
	取締原票，行政処分登録票						
月 日	枚					月 日	
	取締 原票	枚	行政処分 登録票	枚			
月 日	枚					月 日	
	取締 原票	枚	行政処分 登録票	枚			
月 日	枚					月 日	
	取締 原票	枚	行政処分 登録票	枚			
月 日	枚					月 日	
	取締 原票	枚	行政処分 登録票	枚			
月 日	枚					月 日	
	取締 原票	枚	行政処分 登録票	枚			
月 日	枚					月 日	
	取締 原票	枚	行政処分 登録票	枚			
月 日	枚					月 日	
	取締 原票	枚	行政処分 登録票	枚			
月 日	枚					月 日	
	取締 原票	枚	行政処分 登録票	枚			
月 日	枚					月 日	
	取締 原票	枚	行政処分 登録票	枚			

